

第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）（素案）に関するパブリックコメント実施要領

1	件名	第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）（素案）に関するパブリックコメント（市民意見）募集
2	目的	「第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）」の策定にあたり、素案を公表し、市民の意見を募るとともに、その意見を反映させていくことにより、市民参加によるまちづくりが推進されることを目的とします。
3	事業内容	<p>本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育振興のための施策に関する基本的な計画」として制定するものです。</p> <p>令和2年3月に、令和12年以降の社会の変化を見据えた教育行政を推進するための10年間の教育目標・基本方針と、令和2～6年度までの5年間に取り組むべき施策を示した「第二次多摩市教育振興プラン～子どもたちの「生きる力」を育むとともに、豊かな地域づくりに向けた基本計画～」を策定し、様々な教育施策に取り組んできました。これまでの「第二次多摩市教育振興プラン」で定めた施策の期間が令和7年3月で満了するため、今後5年間に取り組むべき施策を定める（改訂版）を策定します。</p> <p>（改訂版）素案の検討にあたっては、多摩市立小学校長会及び中学校長会への意見照会、多摩市教育委員会の附属機関である多摩市学びあい育ちあい推進審議会及び多摩市文化財保護審議会への意見照会を通じて得られた意見を反映しました。</p> <p>今後、本パブリックコメントでの意見を踏まえてプラン（改訂版）原案を決定します。</p>
4	資料内容	第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）（素案）
5	公表方法 (閲覧場所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市役所第二庁舎1階行政資料室 (2) 多摩市立中央図書館 (3) 多摩センター駅出張所 (4) 永山公民館 (5) 関戸公民館 (6) 二幸産業・NSP 健幸福祉プラザ（多摩市総合福祉センター） (7) ベルブ永山4階教育振興課 (8) 多摩市公式ホームページ
6	対象者	市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営む者又は活動する団体等（多摩市自治基本条例第3条で定義する「市民」等）
7	意見募集期間	令和6年12月20日（金曜）～令和7年1月20日（月曜）まで（32日間）※郵送の場合は、期間内必着

8	意見の提出方法 及び提出先	(1) 直接持参	ベルブ永山 4 階教育振興課
		(2) 回収箱へ投函	行政資料室、中央図書館、多摩センター駅出張所、関戸公民館、永山公民館、二幸産業・NSP健幸福祉プラザ（多摩市総合福祉センター）
		(3) 郵送	※1月20日（月曜）必着 〒206-0025 多摩市永山 1-5 多摩市役所教育振興課 宛 ※送信後に要電話連絡 042-337-7620
		(4) ファクシミリ	https://logoform.jp/form/4N4o/832774
		(5) 公式ホームページ内応募専用フォーム	
9	意見提出の際の必須記入事項	(1) タイトル 「第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）（素案）への意見」 (2) 住所 (3) 氏名 (4) 意見本文	
10	意見の取扱い及び応答方法	(1) 期間中にいただいた意見を参考に、「第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）」を策定します。 (2) 意見募集期間終了後、全ての意見について整理したうえで、市の考えを公式ホームページ等で公表します。個々への回答は行いません。 (3) パブリックコメントに対して寄せられた意見は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することができます。個人が特定される記述はしないでください。 (4) 意見募集期間中にいただいた「市政への提言」は、市民意見募集に寄せられた意見として取り扱わせていただきます。 (5) 意見提出者への到達通知は行いません。	
11	問い合わせ先	教育振興課 電話 042-338-6872 ファクシミリ 042-337-7620	